

仕 様 書

この業務は、南紀熊野ジオパークセンターの施設を保全するため、警備業務を実施するものとする。

なお、本仕様書で甲とは和歌山県をいい、乙とは受託業者をいう。

1 業務名 南紀熊野ジオパークセンター運営：機械警備業務

1 業務場所

所在地 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬 2 8 3 8 - 3

庁舎名 南紀熊野ジオパークセンター

2 警備方法

- (1) 警備方法は、機械警備により行うものとする。（別紙図面参照）
- (2) 機械警備に係る留意事項は以下のとおりとする。
 - (ア) 警備装置機器の設置及び撤去に係る費用は乙の負担とする。
 - (イ) 警備操作については、カード又は、タグを使用すること。また、開閉センサー 3 個、空間センサー 1 2 個と同等以上とする。
 - (ウ) 警備装置機器の通信に係る回線は警備請負業者にて用意若しくは無線とする。またこの通信に係る経費は乙の負担とする。
 - (エ) 上記通信に断線を検知する仕様（定期発信）を付加し、これに係る経費は乙の負担とする。
- (3) 警備員は、制服、制帽を着用し、身分証明書を常時携帯する。
- (4) 乙は、警備実施マニュアル及び警備装置機器の配置図面を作成し、甲に提出し承認を得なければならない。また、増改築等により警備装置の新設、及び既設警備装置の移設・変更が生じた場合、付加する等の措置を講じなければならない。この場合、生じた費用は甲乙協議のうえ決定するものとする。
- (5) 警備実施については、下請業者及び関連会社による業務は認めない。
- (6) 管理者等が操作情報（警備開始/解除履歴）を WEB 上で閲覧できること。

3 業務実施時間等

乙の業務実施時間は庁舎からの機械警備作動開始の信号を乙が設ける管制本部（以下「管制本部」という。）が受けた時から、庁舎からの作動解除の信号を管制本部が受けた時までとする。ただし、庁舎の運営上都合により甲が必要と認める場合は、甲乙協議の上、業務実施時間を変更するものとする。ただし、火災監視については終日とする。

4 業務内容

乙は、庁舎に火災及び盗難その他の必要な警報装置を設置し、管制本部設置の集中監視装置（受信機）で、間断なく庁舎からの情報を監視するものとする。

- (1) 警備員は常に管制本部と連絡を保持し、庁舎の異常事態に備える。
- (2) 乙は、「機械警備報告書」に警備内容を記録し、対処の都度報告書を現地に提出するものとする。
- (3) 設置した警備装置について、適宜保守点検を行うものとする。

5 業務期間

平成31年5月1日から平成36年3月31日までとする。

ただし、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除することができる。

6 異常事態発生時の措置

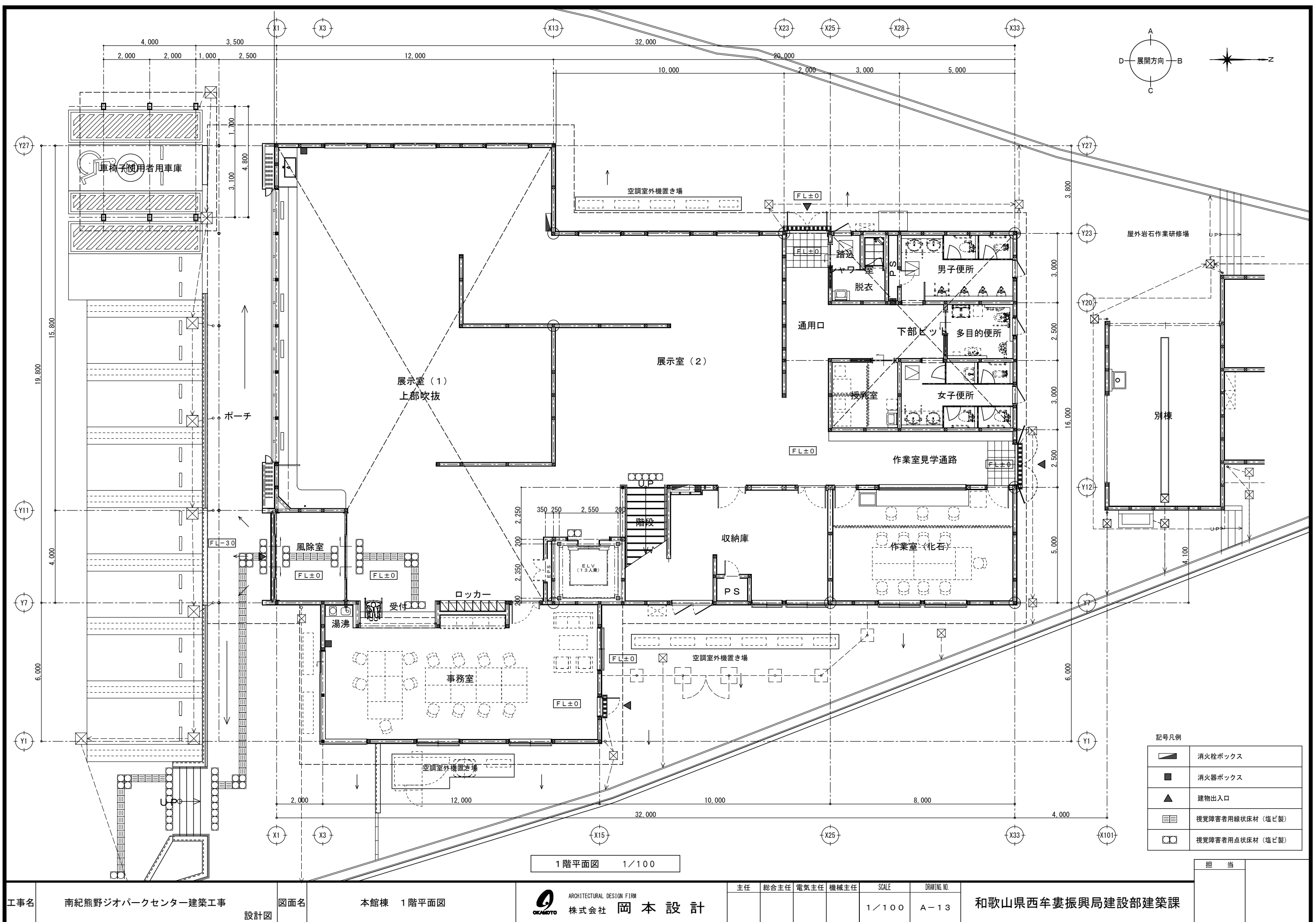
- (1) 機械警備実施中、庁舎に異常事態が発生した場合、警備業法に基づき警備員を現場に急行させるものとする。
- (2) 急行した警備員は、現場の状況を確認の上、必要に応じて、各関係先へ連絡するとともに、事態の拡大防止等臨機の措置をとるものとする。また、その状況について、乙の管制本部とも密に連絡をとるものとする。（事前に待機所・警備員名簿を提出すること。）

7 損害賠償等

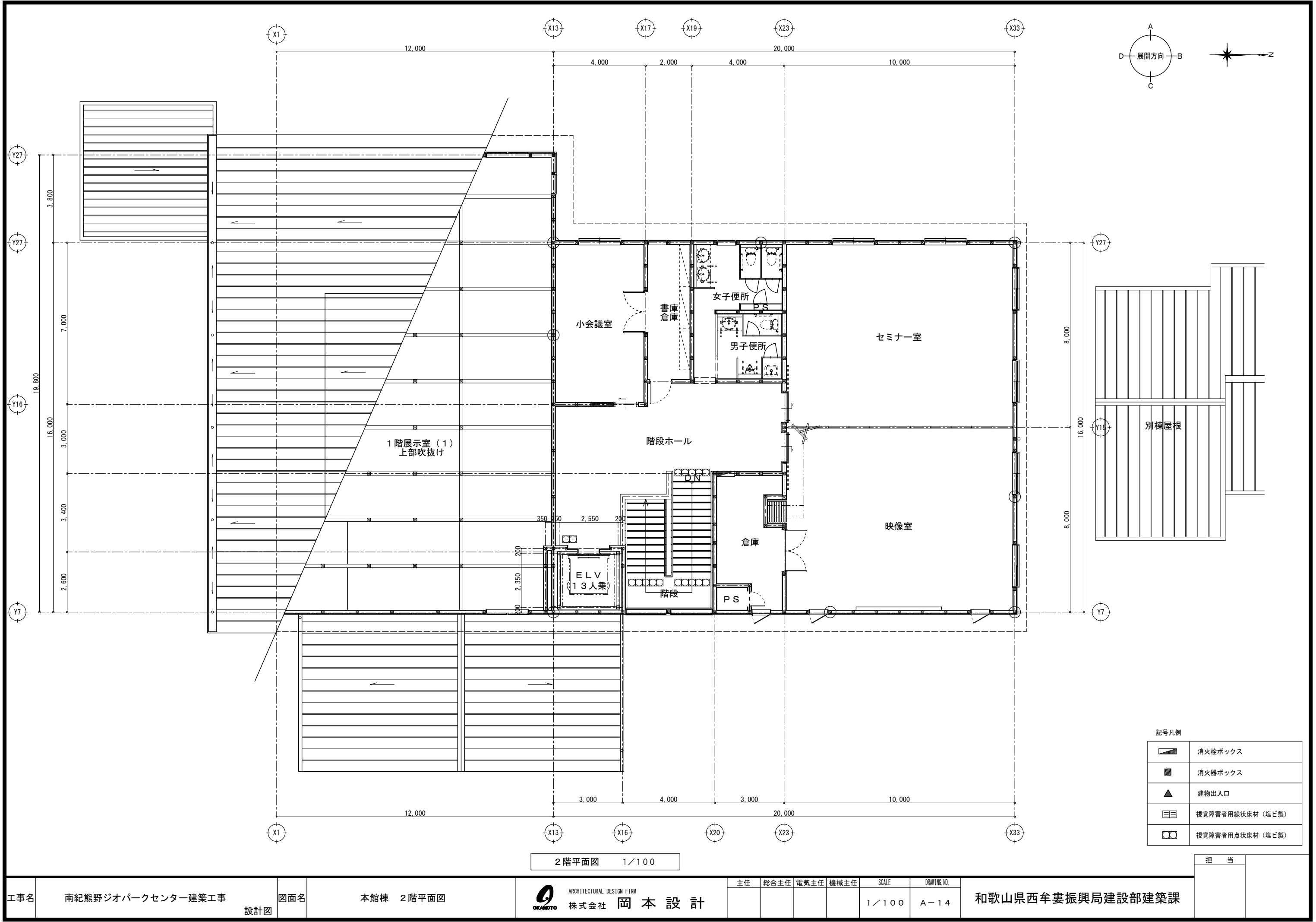
身体賠償及び財物賠償について1事故10億円以上の賠償責任保険付保証明書を提出すること。

8 その他

- (1) 契約金額は、税抜き見積額の月割り計算額とし、平成31年9月までは当該金額の100分の8に相当する額、平成31年10月以降は当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が契約金額とする。
- (2) 委託代金の支払いは、サービス対象月の翌月に請求書を受理してから支払いを受けるものとし、以降この例にならう。
- (3) 上記に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上決定する。



工事名	南紀熊野ジオパークセンター建築工事	図面名	本館棟 1階平面図	 ARCHITECTURAL DESIGN FIRM 株式会社 岡本設計	主任	総合主任	電気主任	機械主任	SCALE 1/100	DRAWING NO. A-13	和歌山県西牟婁振興局建設部建築課
	設計図										担当



工事名		南紀熊野ジオパークセンター建築工事		図面名		本館棟 2階平面図		設計図		設計者		岡本設計		主任		総合主任		電気主任		機械主任		SCALE		DRAWING NO.		和歌山県西牟婁振興局建設部建築課		担当	
																						1/100		A-14					